

	鳥取県公報	令和7年6月10日（火） 第9700号																
		毎週火・金曜日発行																
<table><tr><th colspan="2">目次</th></tr><tr><td>◇ 告 示</td><td>大規模小売店舗に関する変更事項の届出（378）（企業支援課）・・・2</td></tr><tr><td></td><td>土地改良区の定款の変更の認可（379）（農地・水保全課）・・・2</td></tr><tr><td></td><td>公共測量の実施（380）（県土総務課）・・・2</td></tr><tr><td></td><td>公共測量の終了（381）（〃）・・・3</td></tr><tr><td></td><td>指定障害福祉サービス事業者の指定（382）（西部総合事務所県民福祉局）・・・3</td></tr><tr><td></td><td>指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（383）（〃）・・・3</td></tr><tr><td>◇ 公 告</td><td>猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・3</td></tr></table>			目次		◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（378）（企業支援課）・・・2		土地改良区の定款の変更の認可（379）（農地・水保全課）・・・2		公共測量の実施（380）（県土総務課）・・・2		公共測量の終了（381）（〃）・・・3		指定障害福祉サービス事業者の指定（382）（西部総合事務所県民福祉局）・・・3		指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（383）（〃）・・・3	◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・3
目次																		
◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（378）（企業支援課）・・・2																	
	土地改良区の定款の変更の認可（379）（農地・水保全課）・・・2																	
	公共測量の実施（380）（県土総務課）・・・2																	
	公共測量の終了（381）（〃）・・・3																	
	指定障害福祉サービス事業者の指定（382）（西部総合事務所県民福祉局）・・・3																	
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（383）（〃）・・・3																	
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・3																	

告 示

鳥取県告示第378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子しんまち 米子市西福原二丁目1-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ワイエヌティ 代表取締役 戸田 至 米子市西福原二丁目1-10
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和4年2月1日ほか
- 5 届出年月日
令和7年5月27日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和7年6月10日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を令和7年5月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市土地開発公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年5月26日から同年12月26日まで
- 3 作業地域 鳥取市気高町浜村

鳥取県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市松上
- 3 終了年月日 令和7年5月22日

鳥取県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目6-1	医心館 訪問介護ステーション 米子	米子市角盤町四丁目82	居宅介護、重度訪問介護	令和7年6月1日

鳥取県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	米子市旗ヶ崎六丁目19-48	聴覚障害者就労継続支援センターふくろう	米子市義方町11-39	就労継続支援B型	令和7年5月30日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年7月6日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和7年7月13日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和7年7月14日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和7年7月28日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年7月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和7年7月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年7月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年7月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年7月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年7月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。